

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報について、別紙1のとおり開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成19年12月3日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「教育・福祉複合施設整備事業に係るPFI導入可能性調査結果についていっさいの資料」について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

- (1) 教育・福祉複合施設整備事業に係るPFI導入可能性調査業務報告書
- (2) 教育・福祉複合施設整備事業に係るPFI導入可能性調査業務報告書
【概要版】
- (3) 附属資料

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成19年12月21日、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第3号該当

本件行政文書には、法人が自らの情報網等を使用し収集した法人の事業活動等が記載されており、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあるため。

条例第8条第1項第7号該当

本件行政文書には、県が想定している施設内容、事業に係る収支計画、VFM（Value For Money）の算定過程等、今後、法人が応募する上で重要な情報が含まれており、法人を選定する前に公開すれば、競争性の原理

を阻害するとともに、当該事業に参画希望の法人が、これを意識した施設内容、収支計画等を提出するおそれがあり、P F I事業の本来の目的である法人独自のノウハウを生かすことの妨げとなるおそれがある。また、公開することにより特定の者に不当な利益又は不利益を与え、公平性を損なうおそれがある。さらに、本件行政文書には、法人等から聴取した経験上の課題となる点や要改善点等の情報が含まれており、これらを公開した場合、公開されることを懸念して法人等から情報提供が得られなくなり、当該事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成20年1月25日に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、V F Mの算定根拠について、条例第8条第1項第7号該当を理由に開示しないこととした部分に限定し、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 県が定めた宮城県P F I活用方針(以下「活用方針」という。)では、事業の発案からP F I事業の終了までの全過程を通じて透明性を確保するとされていることから、P F I導入の検討内容も明らかにすべきである。特にP F I事業を選択する決定的要因となるV F Mは最も重要な情報であり、この算定過程を明らかにしないのは、違法又は不当である。

(2) 総務省は、P F I事業に関する政策評価において、V F Mの算定根拠を公表している例が少ないなど、客観性や透明性に問題があるとして所管省庁である内閣府に改善勧告を行っている。実施機関がV F Mの算定根拠を開示しないのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。)の精神や本

来的な P F I 事業のあり方から逸脱している。

(3) 実施機関は、「V F Mの算定過程を明らかにすることは、従来方式による予定価格と同様の性格を持ち、事業者の選定前に公表すれば、競争性の原理や民間事業者の公平性を阻害する」と説明しているが、宮城県では、公共工事等の入札を行う場合、予定価格を事前公表しており、過去の落札率がおおむね75%から80%で推移していることを踏まえれば、予定価格の事前公表はむしろ競争性を担保していると考えられる。

また、仙台市が行った P F I 事業のすべてで予定価格が事前公表されており、V F Mの算定根拠についても基本的に公表されている。

したがって、県でも公共工事等の入札と同様に予定価格を事前公表する前提に立てば、V F Mの算定過程を開示しても何ら問題はないはずである。

(4) 国が定めた V F M (Value For Money) に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)では、「公共施設等の管理者等が算定した P S C 及び P F I 事業の L C C については、原則として特定事業の選定の際に公表する。ただし、P S C 及び P F I 事業の L C C を示すことにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、P S C 及び P F I 事業の L C C の差又は比により V F M の程度のみを示すこととしても差し支えない。」と規定している。実施機関は、V F M の算定結果の開示について、「ガイドラインにおいても、V F M の評価結果について、一般的に V F M の額ないし率のみでも差し支えないものとされている。」と説明しているが、ガイドラインは、一般的には原則公開を求めているのであって、例外的にただし書きの内容を認めていると解すべきであり、実施機関の解釈は誤りである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第7号該当性について

本件行政文書には、実施機関が想定している施設内容、事業に係る収支計画、V F Mの算定過程等、今後、法人が応募する上で重要な情報が含まれており、法人を選定する前に公開すれば、競争性の原理を阻害するとともに、当該事業に参画希望の法人が、これを意識した施設内容、収支計画等を提出するおそれがあり、P F I 事業の本来の目的である法人独自のノウハウを生

かすことの妨げとなるおそれがある。また、特定の者に不当な利益又は不利益を与え、公平性を損なうおそれがある。

特にVFMの算定部分については、施設の設計・建設及び維持管理に係る事業費並びに資金調達に係る支払金利等の具体的な金額が記載されているほか、シミュレーションにより算出されたVFMの数値及びコスト削減率等の具体的な数値が示されており、これらが公開されれば、入札に当たって、事業者が保有するノウハウや技術力を活用して案出すべき質の高い提案やコスト削減効果等が得られなくなるおそれがあり、公正な競争が阻害され、結果として実施機関に不利益をもたらすおそれがある。そのため、ガイドラインにおいても、特定事業の選定時におけるVFMの評価結果の公表について、一般的にVFMの額ないし率のみでも差し支えないものとされている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が教育・福祉複合施設整備事業を実施するに当たり、その整備手法を検討するため、民間企業に委託して作成した「教育・福祉複合施設整備事業に係るPFI導入可能性調査業務報告書」であり、報告書及びその概要版並びに附属資料で構成されている。報告書は、関連事業者に対するヒアリング結果、一定の条件の下でVFMを算定した過程及び結果等が記載された附属資料を基に作成されており、概要版は、この報告書の内容を集約したものである。

一般的に、PFI導入可能性調査は、公共施設等の整備等を行う場合に、行政自らが事業を実施する従来方式と、民間の資金やノウハウ等を活用したPFI方式のいずれの方法が優位であるかを具体的に検証したものであり、本件行政文書には、実施機関が想定している施設の内容、各方式の事業費、

費用の内訳及び金額，資金調達の方法及び条件，資金収支，事業採算性，V F Mの評価結果等が記載されている。

3 審査の対象について

異議申立人は，異議申立ての趣旨について，本件処分のうち，V F Mの算定根拠について，条例第 8 条第 1 項第 7 号該当を理由に開示しないこととした部分に限定し，その取消しを求めるとしていることから，この部分に限定し審査するものとする。

4 P F I 事業の概要及び基本的な流れ

P F I 事業は，P F I 法に基づくものであり，民間の資金やノウハウ，技術力等を活用することにより，効率的・効果的に公共施設等を整備し，質の高い公共サービスを調達する新しい手法である。県がP F I 事業に取り組むに当たっての基本的考え方や具体的な手順を定めた活用方針によると，P F I 事業の手続の流れはおおむね次のとおりである。

通常の場合，事業の発案段階として，P F I 導入の可否を見極めるため，導入可能性調査を行い，一般的には，この調査の結果，従来方式よりもP F I 方式の方が優位であると判断された場合のみP F I 方式が採用されることとなる。仮にP F I 方式の方が優位であり，導入可能であると判断された場合は，専門家の意見等を踏まえながら，金融，法務，技術面等の検討を行い，次の段階として，実施方針を策定し，公表することとなる。

そして，民間事業者等からの意見等を受け付け，必要に応じて内容を見直し，P F I 事業として実施することが適切であると認める事業について，特定事業の選定を行い，その判断結果を評価の内容と合わせ公表することとされている。さらにその後，事業を実施する事業者を選定するための入札を行い，各事業者の提案内容を評価の上，落札者を決定し，事業の実施に関する契約を締結することとなる。

5 条例第 8 条第 1 項第 7 号該当性について

条例第 8 条第 1 項第 7 号は，「県の機関，県が設立した地方独立行政法人，公社又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札，試験その他の事務事業に関する情報であって，当該事務事業の性質上，公開することにより，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当する行政文書を除き，実施機関は，行政文書を開示しなければならないと規定している。

本件処分において、実施機関は、「本件行政文書には、実施機関が想定している施設内容、事業に係る収支計画、VFMの算定過程等、今後、法人が応募する上で重要な情報が含まれており、法人を選定する前に公開すれば、競争性の原理を阻害するとともに、当該事業に参画希望の法人が、これを意識した施設内容、収支計画等を提出するおそれがあり、PFI事業の本来の目的である法人独自のノウハウを生かすことの妨げとなるおそれがある。また、特定の者に不当な利益又は不利益を与え、公平性を損なうおそれがある。」として、条例第8条第1項第7号に該当すると判断している。さらに、判断の具体的な理由について、「非開示部分が公開されれば、入札に当たって、事業者が保有するノウハウや技術力を活用して案出すべき質の高い提案やコスト削減効果等が得られなくなるおそれがあり、公正な競争が阻害され、結果として実施機関に不利益をもたらすおそれがある。」と説明している。

導入可能性調査は、上記4で述べたとおりPFI事業の一連の手続として実施されるものであるから、条例第8条第1項第7号該当性を判断するに当たっては、導入可能性調査を単独の事務事業と捉えるのではなく、その後に予定されている事業者の募集及び選定の段階までを一連の事務事業と捉え、事業発案の段階で行われた本件導入可能性調査の内容を開示することが、将来予定されている入札に対して支障を与えるか否かについて判断するものとし、以下で検討する。

本件開示請求の対象となったPFI導入可能性調査は、実施機関が教育・福祉複合施設整備事業を実施するに当たり、その整備手法を検討するために行ったものであり、PFIを導入した場合に期待される公共サービスやコスト削減効果について検証されている。具体的には、一定の前提条件を設定した上で、行政が自ら事業を実施する場合の財政負担見込額であるPSCと、民間の資金やノウハウを活用して実施する場合の財政負担見込額であるPFIのLCCとを比較することにより導き出されるVFMを評価することで行われている。

通常、民間事業者を募集する入札までの間に、専門家等を交えた検討や財政当局との予算折衝等を経て、入札における予定価格や契約条件が定められることになるので、導入可能性調査の内容は、入札に向けて費用等を積算した内容と同一のものであるとは一概に言えないが、将来予定されている入札において、導入可能性調査において設定した前提条件等をそのまま採用する可能性もあることから、これを開示した場合、入札に支障が生ずることも否定できない。

一方、活用方針やガイドラインにおいては、事業の公平性及び透明性確保の観点から、事業実施の各段階において、一定の情報を公表するよう規定し

ている。

県がPFI事業に取り組むに当たっての基本的考え方や具体的な手順を定めた活用方針では、特定事業の選定の段階において、その判断結果を、VFM評価の内容と合わせ、速やかに公表することとされており、公的財政負担の見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれのある場合等においては、公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みを示すこととしても差し支えないものとされている。

また、国が事業を実施する上での実務上の指針として定めたガイドラインは、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得るものとされている。

本件処分が行われた時点のガイドラインでは、「公共施設等の管理者等が算定したPSC及びPFI事業のLCCについては、原則として特定事業の選定の際に公表する。ただし、PSC及びPFI事業のLCCを示すことにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、PSC及びPFI事業のLCCの差又は比によりVFMの程度のみを示すこととしても差し支えない。」と規定されていた。

しかし、その後、平成20年7月15日にガイドラインが改定され、「公共施設等の管理者等が算定したPSC及びPFI事業のLCCについては、原則として特定事業の選定の際に公表する。その際、VFM評価の透明性及び客観性を確保する観点から、VFMの評価過程や評価方法についてもあわせて公表する。」、さらに「公表様式に示された事項について原則公表することが必要である。ただし、PSC及びPFI事業のLCCを示すことにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、PSC及びPFI事業のLCCの差又は比によりVFMの程度のみを示すこととしても差し支えない。なお、その場合は、事業者選定後の段階で同様式に基づき公表すべきである。」と規定が変更された。この改定は、それまで曖昧であった特定事業の選定時における公表項目を明確にし、改めて原則公表を求めたものであると解される。

したがって、改正後のガイドラインに則して考えれば、特定事業の選定時における公表項目として具体的に示された現在価値ベースのPSC及びPFIのLCCの総額、VFMの金額及び割合、割引率、物価上昇率、PSC及びPFIのLCCの費用の項目等については、入札執行前に公表することが予定されているものと解され、これを開示することにより入札に支障が生ずるとは認められない。

ここで、本件処分の対象となった導入可能性調査について考えると、これは事業の発案段階において示されたものであるから、特定事業の選定時にお

ける情報と比較すると、入札に与える支障の度合いは、より低いものと判断される。

よって、本件処分において非開示とされた情報のうち、改正後のガイドラインにおいて公表項目として示された情報と同種のものについては、これを開示することにより入札に支障が生ずるとは認められず、条例第8条第1項第7号に該当しないことから、開示することが妥当である。

なお、ガイドライン及び活用方針において、情報の公表に関して特段の定めのない事項については、県が執行する公共工事等に係る入札における情報の公表状況等を踏まえ、条例第8条第1項第7号該当性を判断することとする。

以下、上記の判断を前提として、個別に検討した結果は次のとおりである。

施設の内容及び面積並びに本体施設の構造及び階数

当該情報は、実施機関が想定している施設の内容及び面積並びに本体施設の構造及び階数であるが、仮にこれを開示したとしても、事業者はその内容にとらわれることなく、自らの技術力やノウハウ等を活用し、最も効率的かつ合理的な内容を提案するものと考えられ、入札において正当な競争が阻害されるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

割引率

割引率は、複数年にわたる事業の経済的価値をはかるため、将来支払い又は受け取るキャッシュを現在価値に換算する際に乗ずる一定の率であり、当該情報は、ガイドラインの規定により、特定事業の選定時に原則公表すべき項目として公表様式に示されていることから、前述のとおり条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

P S Cの総額

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、P S Cの総額は、行政が自ら事業を実施する場合の財政負担見込額を単純に足し上げた合計額ベースと、これに割引率を乗ずることにより現在価値に換算した現在価値ベースの二種類の金額が記載されている。

このうち、現在価値ベースの金額については、ガイドラインの規定により、特定事業の選定時に原則公表すべき項目として公表様式に示されていることから、前述のとおり条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

また、合計額ベースの金額に割引率を乗じたものが現在価値ベースの金額であること、さらに現在価値に換算する際に用いる割引率について、上記で開示すべきと判断していることを踏まえれば、現在価値ベースの金額のみを開示し、現在価値に換算する前の合計額ベースの金額を非開示とする理由は特段見当たらない。

よって、P S Cの総額の合計額ベースの金額についても、公表しても差し支えない情報であると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

P S Cの金額（総額を除く。）

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、P S Cの金額は、建設費、設計監理費、維持管理費等の大項目と、これらの費用をさらに細分化した項目（以下「小項目」という。）に大別される。

さて、本県の公共工事及び建設関連業務に係る入札においては、予定価格が250万円以下で随意契約である場合を除き、原則として予定価格を事前に公表した上で入札を執行している。通常、これらの場合、詳細な仕様を定めた上で、建設工事、設計監理、維持管理の各事業をそれぞれ分離して発注するのが一般的であるので、P S Cにおける建設費、設計監理費、維持管理費等の大項目は、公共工事等に係る入札における総事業費、あるいは予定価格と類似の性格のものと認められる。

よって、本県の公共工事及び建設関連業務に係る入札において、予定価格の事前公表制度を採用していることを鑑みれば、大項目の金額を開示したとしても、入札において正当な競争が阻害されるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

なお、大項目よりも詳細な小項目の金額については、これを開示すれば、事業者が事業全体の費用の構成比等を分析することにより、事業者の自由な発想や創意工夫が十分に発揮されず、あるいは提案価格を低廉化しようとする見積努力が損なわれ、結果として実施機関にとってより有利な提案が出にくくなるなど、入札において正当な競争が阻害されると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

P F IのL C Cの総額

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、P F IのL C Cの総額は、P F I方式により事業を実施した場合の財政負担見込額を単純に足し上げた合計額ベースと、これに割引率を乗ずることにより現在価値

に換算した現在価値ベースの二種類の金額が記載されている。

このうち、現在価値ベースの金額については、ガイドラインの規定により、特定事業の選定時に原則公表すべき項目として公表様式に示されていることから、前述のとおり条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

また、合計額ベースの金額に割引率を乗じたものが現在価値ベースの金額であること、さらに現在価値に換算する際に用いる割引率について、上記で開示すべきと判断していることを踏まえれば、PFIのLCCの総額の合計額ベースの金額についても、公表しても差し支えない情報であると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

PFIのLCCの金額（総額を除く。）

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、PFIのLCCの金額は、PSCと同様に建設費、設計監理費、維持管理費等の大項目と、これらの費用をさらに細分化した小項目に大別される。

PFIのLCCは、PFI方式により事業を実施した場合の財政負担見込額であり、PFI事業者を選定するための入札において、事業者が積算し、提案することが求められているものである。

また、PFI事業の場合は公共事業と異なり、詳細な仕様は示さず、公共サービスの性能のみを定め、建設工事、設計監理、維持管理の各事業を一括して発注することとなっており、入札において事業者は、自らの技術力やノウハウ等を活用して事業全体の内容や費用等を検討し、提案することが求められる。そうすると、PFIのLCCにおける建設費、設計監理費、維持管理費等の大項目は、公共工事及び建設関連業務における総事業費、あるいは予定価格とは性格が異なり、全体事業費を構成する費用の一つであると捉えられる。

さらに、PFI事業の場合、事業の内容や費用等については、事業者が自らのノウハウ等を活用して案出すべきものであり、仮にPFIのLCCにおける大項目及び小項目の金額が開示されれば、事業者が実施機関の想定している事業の内容や費用等を分析することにより、事業者の自由な発想や創意工夫が十分に発揮されず、あるいは提案価格を低廉化しようとする見積努力が損なわれ、結果として実施機関にとってより有利な提案が出にくくなるなど、入札において正当な競争が阻害されると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

合計額ベースのV F Mの率及び金額

V F Mは、P F I事業の成否を検証するための指標であり、P S CとP F IのL C Cとの比較により評価される。

本件処分では、現在価値に換算した現在価値ベースのV F Mの率及び金額については、開示されているが、現在価値に換算する前の合計額ベースのV F Mの率及び金額については、非開示とされている。

しかし、合計額ベースのV F Mの率及び金額については、ガイドラインにおいて特段規定されていないが、上記 及び で開示すべきと判断した合計額ベースのP S Cの総額とP F IのL C Cの総額を比較することにより求め得る情報であることから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

削減率

削減率は、P F I方式により事業を実施した場合、民間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用により、合理的に削減できると期待される財政負担見込額の割合であり、本件処分では、削減率という項目名及びその値が非開示とされている。

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、P S Cに削減率を乗じてP F IのL C Cを算出している箇所があることから、削減率の値を明らかにすることにより、上記 で非開示が妥当であると判断したP F IのL C Cにおける大項目及び小項目の金額が推察されるおそれがあると認められる。

また、実施機関の想定している削減率の値を開示すれば、事業者が自らのノウハウ等を活用して費用等を積算せず、削減率を目安に事業収益等を計算するなどして、提案価格を低廉化しようとする見積努力が損なわれ、結果として実施機関にとってより有利な提案が出にくくなるなど、入札において正当な競争が阻害されると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、削減率という項目名自体は、これを開示したとしても、入札において正当な競争が阻害されるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

資金調達に関する事項

イ 金利

P F I事業における資金調達は、事業の成否に大きな影響を与える項目であり、その成否を見極めるためのさまざまな分析は、事業者が自ら

のノウハウ等を活用して行うべきである。

また、金利は、資金調達における主要な条件であり、各事業者の信用力や取引関係等により大きく異なるものである。仮に事業者が実施機関の想定している金利を知り得れば、たとえ事業者がより有利な条件で資金を調達することができたとしても、その利益を提案価格の低廉化という形で還元せず、内部留保に充当する可能性もあり、結果として実施機関にとってより有利な提案が出にくくなるなど、入札において正当な競争が阻害されると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、P S Cの金利については、県が起債を行う場合の金利であり、事業者の提案内容に影響を与えないため、これを開示したとしても、入札において正当な競争が阻害されるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

ロ 償還期間

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、償還期間は公表されている事業期間と同一であることから、これを非開示とする理由はなく、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

ハ 償還方法

P F I事業における資金の償還方法は、金利と同様に事業者が自らのノウハウ等を活用して案出すべきでものあり、これを開示すれば、事業者の自由な発想や創意工夫が十分に発揮されず、あるいは提案価格を低廉化しようとする見積努力が損なわれ、結果として実施機関にとってより有利な提案が出にくくなるなど、入札において正当な競争が阻害されると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、P S Cにおける資金の償還方法については、県が起債を行う場合であり、事業者の提案内容に影響を与えないため、これを開示したとしても、入札において正当な競争が阻害されるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

二 その他(資金調達に係る情報のうち、イから八までの項目以外のもの)

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、資本金の額、返済準備金の取扱い等の情報が記載されていた。

これらの情報は、事業者が自らのノウハウ等を活用して案出すべきものであり、これを開示すれば、事業者の自由な発想や創意工夫が十分に発揮されず、あるいは提案価格を低廉化しようとする見積努力が損なわれ、結果として実施機関にとってより有利な提案が出にくくなるなど、入札において正当な競争が阻害されると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

物価上昇率（インフレ率）

当該情報は、実施機関が想定している物価上昇率であり、ガイドラインの規定により、特定事業の選定時に原則公表すべき項目として公表様式に示されていることから、前述のとおり条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

税率

税率は、法令等により規定されており、適用される税率は公表されていることから、これを非開示とする理由はなく、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

各種指標

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、EIRR、PIRR、LLCR、DSCRの四つの指標について、PFI事業者が達成すべき条件として実施機関が設定した水準及び実施機関が一定の前提条件の下で収益性等を具体的に試算することにより得られた数値が記載されていた。

これらの指標は、事業の採算性、資金の余裕度、出資者にとっての投資採算性等を評価するための数値であるが、PFI事業者が達成すべき条件として実施機関が設定した水準については、一般的な条件設定であり、これを開示したとしても、入札において正当な競争が阻害されるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

一方、実施機関が一定の前提条件の下で収益性等を具体的に試算することにより得られた数値については、これを開示すれば、事業者が実施機関の想定している事業収益や出資者への配当の程度等を推察し、内部留保の確保を図ることなどにより、提案価格を低廉化しようとする見積努力が損

なわれ、結果として実施機関にとってより有利な提案が出にくくなるなど、入札において正当な競争が阻害されると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

V F Mシミュレーションシート

このシートは、実施機関が想定した前提条件における各事業方式の項目別の費用、年度毎の収入支出の内訳及び金額、損益等を試算した上で、V F Mの額及び率を算定し、その評価を行ったものである。

本件行政文書をインカメラ審理により確認したところ、このシートの大部分は、上記 から までに記載した情報で構成されていることから、重複する当該部分については、上記 から までの判断をもって代えるものとし、以下ではその余について判断することとする。

各シートに記載されている年度毎の収入支出の内訳及び金額、損益並びに資金収支等の具体的な金額及び数値は、事業者が自らのノウハウ等を活用して案出すべきでものあり、これを開示すれば、事業者の自由な発想や創意工夫が十分に発揮されず、あるいは提案価格を低廉化しようとする見積努力が損なわれ、結果として実施機関にとってより有利な提案が出にくくなるなど、入札において正当な競争が阻害されると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、各シートにおける年度や費用の項目等を記した欄については、これを開示したとしても、入札において正当な競争が阻害されるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

6 結論

以上の審議により、実施機関が非開示と判断した情報について、審査会が行った判断は別紙1のとおりである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

本件非開示情報	審査会の判断
施設の内容及び面積並びに本体施設の構造及び階数	開示
割引率	開示
P S Cの総額	開示
P S Cの金額（総額を除く。）	
・ P S Cの金額のうち、建設費，設計監理費，維持管理費等の大項目	開示
・ P S Cの金額のうち，大項目をさらに細分化した小項目	非開示
P F IのL C Cの総額	開示
P F IのL C Cの金額（総額を除く。）	
・ P F IのL C Cの金額のうち，建設費，設計監理費，維持管理費等の大項目	非開示
・ P F IのL C Cの金額のうち，大項目をさらに細分化した小項目	非開示
合計額ベースのV F Mの率及び金額	開示
削減率	
・ 削減率の値	非開示
・ 削減率という項目名	開示
資金調達に関する事項	
イ 金利	非開示（ただし，P S Cの欄は開示）
ロ 償還期間	開示
ハ 償還方法	非開示（ただし，P S Cの欄は開示）
ニ その他（資金調達に係る情報のうち，イからハまでの項目以外のもの）	非開示
物価上昇率（インフレ率）	開示
税率	開示
各種指標	
・ 事業者が達成すべき条件として実施機関が設定した水準	開示
・ 具体的な試算により得られた数値	非開示
V F Mシミュレーションシート	
・ 年度毎の収入支出の内訳及び金額，損益並びに資金収支等の具体的な金額及び数値	非開示
・ 年度や費用の項目等を記した欄	開示

別紙2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20 . 2 . 25	諮問を受けた。(諮問第183号)
20 . 3 . 27	異議申立人から意見書を受理した。
20 . 4 . 18 (第262回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 5 . 12 (第263回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 6 . 9 (第264回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 7 . 7	実施機関から補充の理由説明書を受理した。
20 . 7 . 10 (第265回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 7 . 28 (第266回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 8 . 29 (第267回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
20 . 9 . 4 (第268回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 9 . 22 (第270回審査会)	事案の審議を行った。
20 . 10 . 21 (第273回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 11 . 19 (第274回審議会)	事案の審議を行った。
20 . 12 . 17 (第275回審議会)	事案の審議を行った。
21 . 1 . 13 (第276回審議会)	事案の審議を行った。
21 . 2 . 3 (第277回審議会)	事案の審議を行った。
21 . 2 . 25 (第278回審議会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	
布 田 勉	学識経験者	会長職務代理者
馬 場 亨	法律家	会長
森 山 博	法律家	
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

（平成21年 3月16日現在）